



る費用を負担しない消費者もふえていくという新たな環境を踏まえ、負担のあり方について、消費者代表や新電力も出席する公開の審議会において検討を行いました。

そして、その結果、賠償の備えの不足分については、福島の復興を支えるという観点から、また、当時、原子力の電気を安い電力という形で広く消費者が享受をしていた実態があることも勘案をして、託送制度を利用して、全ての消費者から公平に回収するということになつたわけです。

当時生まれていなかつた人とか、当時東京にいなかつた人などという議論をし出すと、電力料金というのは、ある程度丸めていただいているわけです。正確にコストを反映してとなると、発電所のそばに住んでいる人が一番電気代が安いということになります。あるいは、家庭に電力料金を請求するときに、何年生まれかというのをチェックして、その利益を受けていた期間に相当するような計算をしなきゃいけなくなつて、これは膨大な費用がかかるわけあります。

その辺は、電力料金、これは電力料金だけではありません、電話料金も含めてですけれども、公共料金というのはある程度丸めながら、だけれども、受益と負担が一定程度バランスする形で取ることになつてているという点は御理解いただきたいと思います。

○菅(直)委員 いろんな災害を受けたときには、それに対するいろんな手当てを一般的に税でやるのには、これは当然、国会も承認すれば、追加的な税を取つた場合もあります。それはあり得ると思います。

しかし、電力システム改革の中の託送料にそういう形で乗せるというのは、少なくとも、この指針ができたのは二〇一六年ですから、何か民主党が云々ということを、日々、都合のいいときだけ言われますけれども、少なくとも、この指針ができたのは二〇一六年、もう大臣になられていました。だから、端的に聞いたんじやないですか。ですから、事故を起こしたのは東電なんですよ。

つまりは、税でやるなら、それはちゃんとした議論があつて、国民が納得すれば、それは理解できます。しかし、税でなくて、つまりは、東電の電気を使ったことがない人、あるいは、沖縄は別として、東京に住んだことがない人まで負担をするということを認められたわけです。そういう負担をさせるんですね、税以外で、託送料という形でそれを負担をさせるということですね。はつきり、イエスかノーカで答えてください。

○世耕国務大臣

これは、まさに二〇一六年、一七年ですかね、国会で私も何度も答弁をさせていたいたわけですから、託送料金について

は、電気事業法上、送配電網の維持管理に係る費用などに加え、ユニバーサルサービス料金など、全ての消費者が広く公平に負担すべき費用を含めることができる制度になつてゐるわけがあります。

今、税というお話をありましたけれども、税と

いうことになると、じや、原発を一度も使つたことになるわけあります。託送料金であれば、電力会社別に、ブロック別に設定することもできるわけであります。供給エリアごとにこれまでの原子力発電の利用実績が異なる中、税では、必ずしもその違いを適切に負担額に反映することが難しいのではないかというふうに思つております。

○菅(直)委員 時間が来ましたので最後にします

○浅野委員 次に、浅野哲君。

○富田委員長代理 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党的浅野哲でございます。

○菅(直)委員 時間が来ましたので最初にさ

が、今の大臣の答弁は、私から言うと全く筋違い

ですね。税の場合は、いろんな税の議論があるのはもちろん承知しています。ですから、それは税の中で議論すればいいんです。

しかし、電力システム改革という前向きな話なのかなと思つてみたら、その中で、何と託送料金

のトラブルが現状どのくらい起つているのか。

事前に少し伺つたところ、国のシステムや地方自治体のシステム、そして民間のシステムと所管

が多少異なるという話でしたので、本日、取りま

とめとして内閣官房に来ていただいていると思

いますので、内閣官房の方から御答弁をいただきました

いと思います。

○藤崎政府参考人 改元に伴います情報システムの改修の状況でございますけれども、各府省庁の情報システムにつきましては、国民生活に影響を生じさせることなく改元日、開庁日までに改修作業を終了するとの原則のもと、改修作業を進めてきたところでございます。

この結果、現時点で、改元に伴う情報システムの改修を理由として国民生活に影響を与える事態が生じているとの報告は受けおりません。

統しまして、地方自治体のシステムにつきましては、ごく一部の自治体におきまして、プログラムの設定ミスにより、短時間ではございますけれども、それを電力改革という名のもとの託送料金に乗つけて、私の見方では、例えば、再エネの事業で始めて、その電気を買いたい人にもその昔からの事故の費用まで負わせるというのを私は筋違いだと。

このことだけ申し上げて、これは今からしつかりと議論させていただきたいことを申し上げて、私は筋違いだと。

このことだけ申し上げて、これは今からしつかりと議論させていただきたいことを申し上げて、私は筋違いだと。

○菅(直)委員 時間が来ましたので最初にさ

が、今の大臣の答弁は、私から言うと全く筋違い

ですね。税の場合は、いろんな税の議論があるのはもちろん承知しています。ですから、それは

税の中で議論すればいいんです。

しかし、電力システム改革という前向きな話なのかなと思つてみたら、その中で、何と託送料金

のトラブルが現状どのくらい起つているのか。

事前に少し伺つたところ、国のシステムや地方

自治体のシステム、そして民間のシステムと所管

が多少異なるという話でしたので、本日、取りま

とめとして内閣官房に来ていただいていると思

いますので、内閣官房の方から御答弁をいただきました

いと思います。

○藤崎政府参考人 地方自治体につきましては、それぞれ、各地方自治体におきまして原因を含めて公表しておられまして、それを含めて、我々の方で把握をしているところでございます。

それぞれ、各地方自治体におきまして原因を含め

て公表しておられまして、それを含めて、我々の

対応ができませんので、確認させていただきま

した。

続いてですけれども、今回、昨年からの議論の中で私が申し上げたのは、やはり、情報システム改修事業者の立場に立ったときに、昭和から平成になつたときは、非常に短期間の作業だったためにトラブルがたくさん発生して、また同時に過重労働のような状態にもなつたという反省から、事前の、早期の公表、早期の準備というのを求めてきたわけでもありますけれども、じゃ、実際、今回は現場がどうだつたのかというところをしっかりと政府としても把握をしていただく必要があるのではないかというふうに思つております。

情報システム関連事業者からの意見を聴取したりあるいはコメントを求める等の取組をされてるのかどうか、そのあたりについて、状況を教えていただけますでしょうか。

○成田政府参考人 お答え申し上げます。

経済産業省におきましては、連休に入る前から、IT業界に対しまして、多数のユーザーに影響が及ぶソフトウェア製品のふぐあいがあつた場合等におきましては経済産業省に報告をいただきたい旨、呼びかけをしてきたところでございました。

さらに、連休の後も、業界団体やあるいはOSベンダー等を通じ、IT業界における状況をピアリング等しております。こうした情報収集をおきまして、現時点では多数のユーザーに影響が及ぶソフトウェア製品のふぐあい等の報告は受けていません。一方、ヒアリングの中では、これから改元対応をなされる企業等も多く残つてゐるのではないかと思われるという声も聞かれております。したがいまして、経済産業省としましては、引き続きIT業界ともしつかりとコミュニケーションをとつていただきたい、このように考えております。

○浅野委員 ゼひ、現場で作業に当たられた方々の意見はよくよく聞いていただいて、令和という時代は今始まつたばかりですけれども、この先、

元号にかかわらずいろいろな基幹システムの変更等にも応用がきくと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、大臣に一言御所見を伺いたいんですけれども、私の方でもいろいろな事業者から声を集めましたところ、今回、特に一定期間は平成という元号を移行期間中使い続けるといいと。移行期間の中で令和という元号に切りかえ、徐々に切りかえられるような、そういう重複期間を容認するような通知を出している自治体もあつたということ

で、現場からは、それは大変助かったというような声も来ております。

私としては、昭和から平成に変わるときと比べれば、今回、平成から令和に変わら際のこの改修、対応というのは比較的円滑に行われたということで、これまでの政府関係者の対応にも感謝を申し上げたいと思いますが、ぜひ、大臣として

も、今回のよだな現場に負担をかけない円滑な移行というのを今後ぜひ同じようなケースの場合には対応いただきたいと思いますので、一言だけ構いません、御所見をいただければと思います。

○世耕国務大臣 昭和から平成のときと比べて今回は一ヵ月という時間があつたわけですが、一方で、当時と比べて、ITシステムが社会に浸透している度合いというのは比べようもないわけであります。そういう意味で、何かあつたら国民生活に多大な影響があつたわけですから、現時点でもトラブルというものはかなり限定期的なものにとどまつてゐるわけであります。

思います。

ただ、今後もまだこの後システム改修をやるというところもたくさんあるわけでありますから、トラブルが起らぬないように周知広報などに引き続き努めてまいりたいと思っています。

○浅野委員 では、統いてのテーマに移りたいと本日、この後は、今後のエネルギー施策について、特にポストFIT制度というものを取り上げながら質疑をさせていただきたいというふうに思っています。

まず最初、大臣に少し原理原則についてお伺いをしたいと思うんですけれども、現在、我々がエネルギー政策を語るときに、スリーピラスSという原則というのが重視されているという認識は我々は共有をしておるわけですから、この原則がこれからもそのままいいのかどうか、そういう問い合わせを最初にさせていただきたいと思います。

といいますのは、これは資源エネルギー庁が岡山でF-IT制度の抜本見直し、再生可能エネルギー政策の再構築という資料の中で触れているところが、これからは分散型エネルギーが普及していく時代になるということです。その中で、当然、スリーピラスS、経済合理性、エネルギー安全保障、そして環境、また安全部が強調であることの必要性を改めて認識をさせました。政府においては、電力、ガスなどの重要インフラがあらゆる災害に対してその機能を維持できるように緊急点検を行つて、それを踏まえた対応策を進めているところであります。このエネルギー安定供給を確保するためには、常日ごろから官民連携の取組も重要だと思っています。

また、地域との共生については、分散型のエネルギー・システムを構築していくということは、省エネの推進や再エネの普及拡大を通じた脱炭素化、そしてさらには防災といった観点からも有効だというふうに思つております。

今おっしゃつていただいた二点は、スリーピラスSに欠けてるわけではなくて、まさにインフラの継続性、サステナビリティーという意味で、コストパフォーマンスが低下する傾向になるかもコスト源が分散しますから、地域社会との共生、そして、しっかりと地域社会に分散すると当然ながらそれが、まさにエネルギーの安定供給という意味のEに入つてゐるというふうに思いますし、また、地域との共生、ソサエティーという意味は、これは環境への適合という意味での一つのEにある意味含まれてゐるというふうに思つております。決して、我々、今おっしゃつてある御意見を逆に軽視してゐるわけではなくて、そういう御意見も、そういう二つの、サステナビリティーとソサエティーという視点も、このスリーピラスSにもう既に入つてゐるという気持ちで取り組む

ことはたまたま、我々国民党の中では、ソ

サエティーとサステナビリティーという二つのSを加えて、スリーピラスSというふうな提案をしているわけですから、こうした考え方について、大臣としてどういう考えをお持ちか、御意見を伺わせていただけますでしょうか。

○世耕国務大臣 御指摘にあるような、インフラの継続性、サステナビリティー、そして地域との共生、こういった視点は、エネルギー政策を進めていく上で極めて重要だというふうに思つています。

特に、昨年七月の西日本豪雨、そして九月の北海道胆振東部地震といった災害は、まさにインフラが強襲であることの必要性を改めて認識をさせました。政府においては、電力、ガスなどの重要なインフラがあらゆる災害に対してその機能を維持できるように緊急点検を行つて、それを踏まえた対応策を進めているところであります。このエネルギー安定供給を確保するためには、常日ごろから官民連携の取組も重要だと思っています。

また、地域との共生については、分散型のエネルギー・システムを構築していくということは、省エネの推進や再エネの普及拡大を通じた脱炭素化、そしてさらには防災といった観点からも有効だというふうに思つております。

今おっしゃつていただいた二点は、スリーピラスSに欠けてるわけではなくて、まさにインフラの継続性、サステナビリティーという意味で、コストパフォーマンスが低下する傾向になるかもコスト源が分散しますから、地域社会との共生、そして、しっかりと地域社会に分散すると当然ながらそれが、まさにエネルギーの安定供給という意味のEに入つてゐるというふうに思つております。決して、我々、今おっしゃつてある御意見を逆に軽視してゐるわけではなくて、そういう御意見も、そういう二つの、サステナビリティーとソサエティーという視点も、このスリーピラスSにもう既に入つてゐるという気持ちで取り組む必要があるのでないかというふうに思つていま



ては、私、ちょっと二つ懸念していることがあります。

一つは、やはりこの特例といううのは太陽光パネルに對して投資をする方々からすればかなり魅力的な特例だったわけで、これがなくなるということは投資にブレークをかけるようなことになるかもしれませんということです。したがいまして、もしも今後社会的責任を何らかの形で担わなければいけない状況になった場合に、今後太陽光パネルのコストがどんどん下がっていくその程度を見きわめながら、今よりも負担がふえてしまってはやはりブレーキをかけることになりますので、そこはしっかりと見きわめていただきたい。

もう一つは、太陽光だけではないんです、風力もあるし、水力もあるし、いろいろな投資対象がある。ですから、全てを一遍に見直すとかというところは少し荒療治になってしまふかもしれないのです。そこは慎重に判断をしていただきたいと思います。

では、今の議論を踏まえて、資料の三をごらんいただきたいんですけれども、この資料の三には、世界各国がどのような制度を設けているのかという一覧表になります。

F I T 制度を採用しているのは日本やトルコ、ケニアなどがあるそうですし、F I P、ファイド・イン・プレミアム制度はドイツやデンマークが採用しているということで、もう世界が全てさまざまなかたちになっているわけで、日本も必ずしもF I T 制度そのものに固執する必要はないというふうに私は思います。

F I T 制度の見直しは今始まつたばかりですがれども、そもそも今の段階では余り詳細なことは言えないと思いますが、F I T 制度を残すのか、それとも別の制度も含めた別の形に組みかえる可能性もあるのか。この点について、見直しの方向性について御答弁をいただきたいと思います。

○世耕国務大臣 再生可能エネルギーについては、二〇一二年以降、長期固定価格での買取りということで投資回収の予見可能性を担保する、こ

れがまさにF I T 制度であります、そのことにようつて導入拡大を進めてきたわけであります。結果、再エネ比率は一〇%から一六%まで上昇しました。太陽光発電設備の導入量は世界第三位であります。F I T 制度は再生可能エネルギー導入拡大に成果を上げてきたというふうに思っています。

しかし一方で、F I T 制度によつて電気料金に上乗せされる国民負担は二兆円を超える水準まで増大をしましたし、先ほどから御指摘いたいで

いるように、今の制度では再エネ事業者が他の電源に求められる調整の責任が免除されたため、導入が拡大することに伴つて需給の調整コストが増大をし、それが誰が負担すべきなのかといった課題も出でてくるわけであります。

F I T 法については、法律上、二〇二〇年度末までに抜本的な見直しを行うことになつております。再エネの急拡大によつて生じた国民負担や調整コストの増大などの課題の解決に資するよう、電源ごとの特性に応じた支援のあり方の見直しですか、社会に定着し

て、ことしの四月から経産省の審議会で議論を

開始したところであります。再エネの急拡大によつて生じた国民負担や調整コストの増大などの課題の解決に資するよう、電源ごとの特性に応じた支援のあり方の見直しですか、社会に定着し

て、ことしの四月から経産省の審議会で議論を

るところでございます。

また、その上ででござりますけれども、先ほど委員から御指摘ございましたように、これをよりこの制度そのものがこれから変わつていくとなると、変わろうが変わるまいが、つくったものを最後壊してきれいに戻さなきゃいけないという責任は変わりませんので、いかにこの設備廃棄費用を確保していただくか、これは大きなテーマになると思います。

この積立てを担保する方策について、政府の考え方を伺いたいと思います。

〔富田委員長代理退席、委員長着席〕

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

太陽光発電設備の廃棄につきましては、いわゆる廃掃法に基づきまして、排出者に廃棄処理の責任があるわけでございますが、一方で、非常に小規模な事業者の方々が多数参入しているこの太陽光の事業について申し上げますと、先ほども、地域からの信頼という意味で考えますと、本当にこの事業者の方々が最終的に処理をしてくれるんだろうかという不安懸念というものがいろいろな地域から寄せられていることは我々もよく認識しているところでございます。

この廃棄に必要な費用というものはF I T の調達価格の中に既に含まれているわけでございますが、実際に実質的に積立てがなされているものは、我々もさまざまな調査をいたしておりますが、まだ一部にすぎないというような状況だと認識してございます。

こうしたことを、今後の長期持続的な再生エネ

引き続きお取組をお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、斎木武志さん。

○斎木委員 国民民主党の斎木武志です。よろしくお願いいたします。

引き続きお取組をお願い申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○赤羽委員長 次に、斎木武志さん。

○斎木委員 国民民主党の斎木武志です。よろしくお願いいたします。